

JGAP 技術レター 2011 年 3 月号

JGAP 技術レターについて

目的:

JGAP 指導員および JGAP 審査員の皆さんが、JGAP の基準の解釈について共通認識を持っていただくため、また基準の最新情報を周知するために発行するものです。

発行:

月に一回発行予定です。適した話題がない場合は、発行しないこともあります。

内容:

日本 GAP 協会に寄せられた JGAP に関する質問や疑問について、日本 GAP 協会の公式見解を お伝えするものです。また、基準書の改訂内容や改訂の進捗などについても説明する予定です。

前回に引き続き、日本 GAP 協会にお寄せいただいた質問を Q&A 形式でお伝えします。

- ・管理点と適合基準に関する Q&A について
- 1. 初回審査を青果物 2.1 版で受けた農場ですが、2011 年 7 月以降に維持審査を受ける場合に青果物 第 2.1 版で受けることは可能ですか?あるいは青果物 2010 で維持審査を受ける場合、何か問題 点がありますか?

青果物 2010「前版の取扱について」において、「『JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物 2010』 発効後も、『JGAP 農場用 管理点と適合基準 青果物 第 2.1 版』による審査・認証は 2011 年 6 月末まで継続します。」とされています。しかし、「維持審査は、初回審査または更新審査から次回の更新審査までの間、JGAP 認証農場・団体が継続して認証の基準を満たす運営ができていることを評価する審査である。」と JGAP 総合規則 6.3(2)において定められています。従って、初回審査・更新審査を青果物第 2.1 版で受けた農場が、認証の基準を満たす運営をしているか確認するには同じ青果物第 2.1 版で審査するのがふさわしいため、2011 年 7 月以降に青果物第 2.1 版で維持審査を受けることが可能です。但し、青果物第 2.1 版で初回審査・更新審査を受けることができるのは今年 6 月 30 日までとなります。

初回審査・更新審査を青果物第 2.1 版で受けた農場が、青果物 2010 で維持審査を受けることも可能です。但し、この場合は認証書の内容が変わるため、認証書の再発行が必要になります。

2. 微生物農薬などでラベルに温度が指定されている場合 (例えば 5 度以下で保管など)、家庭用冷

---------特定非営利活動法人(NPO 法人) 日本 GAP 協会 ----------〒101-0041 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所ビル 4 階 TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113

蔵庫や予冷庫で保管しても大丈夫ですか? (青果物 6.4.3)

生物農薬や導入天敵、フェロモン剤も農薬ですので、家庭用冷蔵庫や農産物用の予冷庫に保管することはできません。青果物 2010 の管理点 6.4.3 の⑨において農薬の保管場所は、「農薬及び農薬準備・散布に必要な器具以外のものは置かれていない。」とされています。家庭用冷蔵庫や予冷庫を農薬保管庫と見なすならば、食品や農産物を入れない農薬専用の冷蔵庫でなければなりません。したがって温度指定がある農薬は、なるべく使用の直前に必要量を購入し使い切ってください。どうしても保管が必要な場合は冷蔵が可能な農薬専用の保管庫を用意してください。

3. 木酢液を使っているのですが、その管理はどうすればよいですか?(青果物 2010 5.1.6、5.1.7、5.4.2、5.4.3、5.4.6)

木酢液は JGAP において「肥料等」に該当します。管理点 5.1.6 及び 5.1.7 を用い、安全性の証明書を入手するなどして木酢液の安全性を確認する必要があります。例えば木酢液の安全性に関係する物質として、ホルムアルデヒド、ベンツピレン、アントラセン等が考えられます。安全性が確認できない場合は使用を中止してください。保管については管理点 5.4.2、5.4.3 に従ってください。また、管理点 5.4.6 に従い、在庫管理を行ってください。

4. 既存の認証農場が審査・認証機関を変える場合、どのような手続きが必要ですか。認証が切れて しまっている農場の場合と、継続中の農場の場合で違いはありますか? (総合規則 7.1)

総合規則 7.1 (2) において、「認証された農場・団体が審査・認証機関を変える場合、新たに申請をする審査・認証機関に対して、現在の審査・認証機関が交付した認証書及び不適合項目一覧を含む審査報告書類一式の写しを提出しなければならない。」とされています。従って、認証書、審査報告書、不適合項目一覧、是正報告書のコピーを新たに申請をする審査・認証機関に提出してください。認証が切れてしまっている農場も審査報告書類一式のコピーを新たに申請をする審査・認証機関に提出してください。審査・認証機関独自の規定がある場合もありますので詳細は変更を予定している審査・認証機関にご確認ください。

5. 存在中、農産物取扱中とはどのような状態を指すのですか。米の生産者ですが、冬に審査を受けたいと思っています。米は保管中ですが審査可能ですか。(総合規則 4.1)

総合規則 5.1 (1) ⑥において、「存在中とは、農場内の圃場もしくは施設に、生育中もしくは農産物取扱い中であることを指す」とされています。

農産物取扱い中とは、農産物取扱いの工程を実行している状態を指します。総合規則 4.1 の※において、「農産物取扱いの工程とは、保管、選別、調製、洗浄、商品の性状を変えない簡易な切断、乾燥、包装、これらの農産物取扱い施設からの積込・輸送・引渡し等の工程を指す。」とされています。従って米を保管中ということは、農産物取扱い中であり、存在中ということになり、審査を受けることは可能です。

6. 出荷作業場所で蚊取り線香・電気蚊取り器を使っても大丈夫ですか。(青果物 8.5)

-------- 特定非営利活動法人(NPO 法人) 日本 GAP 協会 ---------〒101-0041 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所ビル 4 階 TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113 結論から申し上げますと、蚊取り線香・電気蚊取り器(マットタイプ、リキッドタイプ等)の使用により審査で不適合となることは基本的にありません。

関係機関、関連メーカーへの問い合わせ、関係文献・資料の調査を行ったところ、

- 1)作業場で蚊取り線香、電気蚊取り器を使用した場合の農産物への有効成分(ピレスロイド等)の付着量を測定したデータはこれまでなかった。
- 2) 同様にこれらを使用した場合の農作物への有効成分付着量、残留量、安全性等について記載された文献、印刷物も存在しないことが分かった。
- 3) 専門家の見方では、蚊取り線香・電気蚊取り器の通常の使用方法では、有効成分が 0.01ppm を超えて作業場の農産物に付着・残留する可能性は低いとのこと。
- 4) ポジティブリストの対象物質は農薬、飼料添加物、動物用医薬品であり、蚊取り線香、電気蚊取り器に使用される家庭用殺虫剤(ピレスロイドで、農薬登録のないもの)はこれらに該当せず、ポジティブリスト制の規制対象とはいえない。
- 5) 家庭用殺虫剤として使用され、かつ農薬登録のあるピレスロイドに天然ピレトリンがある。この ピレトリンの残留基準はほとんどの青果物と一部の穀物において 1ppm である (米や小麦などは 3ppm)。

ということが分かりました。

関連機関、関連メーカー側にはデータや回答がなかったため、日本 GAP 協会として出荷作業場において蚊取り線香を使用した場合に農産物に付着する有効成分量のシミュレーションを行ったところ、通常の状態では作業場で蚊取り線香や電気蚊取り器を使用してもそれらに使用されている有効成分が 0.01ppm を超えて残留する可能性は低いものと推定され、化学的に問題がないと考えられます。

従って結論としましては、

- 1. 作業場において蚊取り線香や電気蚊取り器を使用しても、通常の使用方法であれば収穫物に残留 基準を超える有効成分が残留する可能性は低い。通常の使用方法としては、農産物に接触しないよう に設置する。煙が農産物に直接あたり燻された状態になっていない。設置場所を特定(把握)する。 使用時は密閉状態を避け適度の換気をする。蚊取り線香や蚊取りマット、蚊取りリキッドの交換は農 産物のないところで行い、作業後は手洗いを十分にする、などが考えられます。
- 2. したがってこれらを作業場で使用することは可能です。ただし、作業場に長時間収穫物が保管され、その間これらを使用する場合は念のため、収穫物にビニールシート等をかけるなどの対策を講じてください。
- 3. 蚊取り線香等の「使用上の注意」をよく読み、作業者への影響(労働安全衛生上の問題がない)を確認することも必要です。
- 4. 上記を理解し、常識的な使い方をしている場合は、審査において蚊取り器の使用は不適合とはなりません。

------- 特定非営利活動法人(NPO 法人) 日本 GAP 協会 --------〒101-0041 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所ビル 4 階 TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113

3月号以降に掲載予定のトピックス

- 1. 防油堤が必要な貯蔵量はどれくらいですか。(青果物 2010 15.1.8)
- 2. 収穫後に使う水について、飲用水の基準への適合が求められる「生食するもの」とは何を指しますか。(青果物 2010 4.3.1)
- 3. 干し柿・干し椎茸は審査の対象ですか、カット野菜はどうですか。
- 4. 日本 GAP 協会が推奨する残留農薬の検査機関とはどこのことですか。
- 5. 法規制で要求されている労働安全衛生に関する公的資格や講習とはどのようなものがありますか。
- 6. リンゴジュースで農産物使用マークの申請する場合、搾汁工場と充填工場が別だと、両方の工場で ISO などの認証がないとだめですか。
- 7. 団体審査を受ける場合、JA 全体で1団体ではなく、品目別部会ごとに1団体という形で審査を受けることは可能ですか。

JGAP